

## 令和6年第3回砂川市議会定例会

令和6年9月10日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

高 田 浩 子 君  
沢 田 広 志 君  
武 田 真 君

### ○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君

中道博武君  
沢田広志君  
辻勲君

水島美喜子君  
武田真君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	中村一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長	板垣喬博
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	三橋真樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 為 国 修 一

事務局次長 安 武 浩 美

事務局係長 野 荒 邦 広

事務局係長 佐々木 健 児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 沢田広志議員（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月9日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に石田健太委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号から第6号、第1号から第3号までの一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号から第6号、第1号から第3号までを一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第2 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、河川災害等の取組についてであります。ここ近年、昔とは違い温暖化が進み、北海道においても気温が上昇したり、本州のように梅雨のような雨が続き、台風が上陸するなど今までに経験のない気象状況が多くなっています。この7月にも大雨による河川の氾濫が空知、上川等であり、農作物、住宅等の浸水被害になりました。そこで、市役所、市立病院について伺います。

まず、（1）といたしまして、水害に対する建物構造についてであります。

（2）といたしまして、発生のおそれがある場合の市民対応、そして入院患者等への事前の備えについてであります。

そして、（3）といたしまして、水害発生時の対応についてであります。

そして、大きな2つ目といたしまして、小中学校における不登校支援についてであります。小中学校において様々な理由で毎日学校へ通うことができない子供たちが全国、全道的にも増加し続けています。砂川市では義務教育学校の建設も始まり、小中学校合わせて1校となります。今後の不登校児童生徒に対するケアについて伺います。

まず、（1）といたしまして、砂川市の不登校判断基準についてです。

（2）といたしまして、ここ10年の不登校児童生徒の推移の傾向についてであります。

（3）といたしまして、現在行われている不登校支援についてであります。

（4）といたしまして、義務教育学校開校後の不登校支援についてであります。

以上2点、一般質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君（登壇） 大きな1、河川災害等の取組についてご答弁申

上げます。

初めに、(1) 水害に対する建物構造についてであります。市役所庁舎は砂川市地域防災計画で市の区域内に災害時が必要があると認められるときは災害対策本部を設置すると定めております。市役所庁舎につきましては、石狩川及び砂川遊水地に近く、国土交通省が平成29年に変更した1,000年に1度程度起こる大雨を想定した浸水想定区域に立地していることから、浸水程度に応じて最大限の機能を維持しつつ早期復旧できるよう考慮した建物となっております。

具体的には、1点目として建物の1階床レベルを前面道路よりかさ上げし、なおかつ1階フロアを高くしたこと、2点目として建物で一番低い位置にあり、堤防に面した箇所には防水扉を設置したこと、3点目として業務に必要な電話、放送、給水、暖房設備や庁舎内外との情報共有に必要なインターネット回線のサーバー設備、非常用電源など主要な機械設備を浸水のおそれがない高層階に設置することにより災害対策本部の機能停止を防ぎ、水害対策機能を備えた建物構造とし、機械配置を行ったところであります。

また、水害応急対策では、気象や河川水位などの情報収集、ホームページや地デジ広報、公式LINEアカウント等、住民への情報発信にはインターネット回線やパソコンとそれを動かす電源が必須であり、災害対策本部の機能として重要度はますます高まっていることから、その対策として今年度職員へ無線型ノートパソコンを配置し、ネットワーク回線の複数系統化を進め、有線ネットワークが使用できない場合でも無線ネットワークで情報収集や市民への情報発信を行える環境整備を進めたところであります。

次に、(2) 発生のおそれがある場合の市民対応の事前の備えについてであります。水害は地震と違い、石狩川などの大河川では台風や低気圧の動きや規模、上流での雨の降り方などにより河川の水位情報を予測し、住民への避難情報発令、指定避難所設営などの災害対策を前もって行うことができるリードタイムがある程度存在します。市におきましてもリードタイムにおける対応を定めたタイムラインにより、事前に行うべき業務の実施、それに準じて気象庁の警報、注意報等の情報や北海道開発局の河川水位情報、今後の水位予測、情報共有体制を強化し、技術的助言を受けるための情報連絡員、リエゾン派遣要請など情報収集に努め、石狩川上流の旭川市や石狩川に合流する空知川、雨竜川の状況を調べ、おおむね6時間から8時間後における砂川市内の水位を予測して、職員の参集、災害対策本部の設置の検討、排水用水中ポンプ、土のうなど内水氾濫を防ぐための資機材の準備、指定避難所の開設準備、備蓄品の運搬などの対策を水害が予想されるレベルに応じて順次行うこととしております。

また、河川の水位が上昇し、避難判断水位や氾濫危険水位を超え、今後も上昇するおそれがある場合には、市民に対し避難に時間を要すると想定される方が危険な場所から早めに避難する警戒レベル3、高齢者等避難、危険な場所から全員避難する警戒レベル4、避難指示などの警戒レベルに応じた避難情報を発令し、自宅での垂直避難、安全な親戚や知

人宅への避難、市の指定緊急避難場所への避難などの避難行動を促すことにより、周知方法につきましては広報車による周知のほか、市ホームページ、公式LINEアカウント、テレビのデジタル放送の機能で情報を確認できる地デジ広報、北海道総合行政ネットワークを通じたテレビや携帯電話等への情報発信などにより敏速に周知し、災害の危険から命を守るため、危険な場所から安全な場所への早期の退避を促すことを重点的に行います。

なお、7月下旬の上川、北空知での大雨では砂川市内においても石狩川の水位上昇が予想されたことから、西豊沼地区での河川、用水路の逆流、内水氾濫を防ぐため、土木課から建設業者へ排水用水中ポンプの手配、設置を敏速に行うなど事前の河川災害対策を行ったところであります。

次に、(3) 水害発生時の対応についてであります。ここ数年も発達した低気圧により全国的に大雨や洪水による甚大な災害が発生しており、北海道においても同じ規模の大雨が数日間降り続けることがあるとこれまで以上の被害が出るおそれがあります。(2) で申し上げたとおり、河川の水位が上昇し、避難判断水位や氾濫危険水位を超え、今後も上昇するおそれがある場合には市民に対し避難情報を発令することから、避難情報の発令判断、伝達マニュアルにより河川ごとに避難情報の発令基準、避難が必要な方へ求める行動、浸水想定区域対象町内会、発令対象地区を定め、警戒レベル、状況に応じ、避難情報を発令していくところであります。

また、市内パトロールにより道路の冠水、内水氾濫などの被害状況を把握し、道路の通行止めに関する検討実施、土のうの設置、排水用水中ポンプによる内水排除、指定避難所の開設、運営など市民の安全確保のため災害対策を行うところでありますが、水害の規模によりましては河川が氾濫し、堤防が決壊するなどして既に安全な場所への避難ができない、命が危険な状況の場合は警戒レベル5、緊急安全確保を発令する場合もあるところであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 (登壇) 大きな1、市立病院における河川災害等の取組についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 水害に対する建物構造についてであります。当院は災害拠点病院として地震対策と水害対策を重点に設計されており、水害に対する建物の構造については国土交通省が作成した浸水想定区域図等から予想される水害レベル2段階に分け、対策を講じております。1段階として、想定水位が1メートル未満の水害に対しては1階の床高を周辺地盤より1.2メートル高くし、院内への浸水を防ぐ構造としております。2段階として、想定水位が5メートルの水害に対しては1階の高さを5.5メートルとし、2階以上は浸水しない構造としております。

また、水害対策としての主な設備は、1階の放射線部門には高額な放射線機器等があるため、浸水防護区画とし、防水扉を10か所設置、1階の浸水に備え、2階から上階で稼

働するエレベーターを1台設置、1階と2階以上で電気系統を分け、浸水時には1階系統を断絶しての電源の確保、防災センター機械室、発電機室、薬品庫、サーバー室等を2階以上に設置するなど水害対策を講じております。

次に、(2) 発生のおそれがある場合の入院患者等への事前の備えについてであります。当院の入院病棟は3階から7階に設置しており、浸水被害は想定しておりませんが、ライフラインの断絶、施設設備の破損及び給食提供の一時的な断絶を想定し、自家発電装置や医薬品、3日間程度の備蓄食を確保しております。

次に、(3) 水害発生時の対応についてであります。砂川市立病院災害対策マニュアルやBCP、事業継続計画に基づいて職員の招集や情報の収集、災害対策本部の設置、負傷者を当院で受け入れる場合のトリアージセンターの設置など、迅速かつ円滑な対応を図ってまいります。また、氾濫水位にもよりますが、土のうの設置や浸水防護区画である放射線部門の防水扉を閉鎖し、浸水対策を行います。外来患者につきましては院外の安全な場所への避難誘導、入院患者につきましては浸水が長期間に及ぶ場合は北海道の防災ヘリなどを活用した氾濫地域外への患者搬送が考えられます。また、病院北側に設置されている2階物品搬入口が船着場として利用でき、自衛隊や消防機関などの救助用ボートによる避難や支援が受けられる想定となっております。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 (登壇) それでは、私から大きな2、小中学校における不登校支援についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 砂川市の不登校の判断基準についてであります。文部科学省が定義する不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による者を除いた者とされており、本市においてもこの定義により判断しているところであります。

続いて、(2) ここ10年の不登校児童生徒の推移の傾向についてであります。平成26年度から令和2年度までは10人台ではあるものの緩やかな増加傾向が見られており、令和4年度以降からは20人台前半で推移しております。

続いて、(3) 現在行われている不登校支援についてであります。学校は日々欠席した児童生徒の家庭に電話連絡し、家庭訪問を行うなど、欠席が長期化しないよう、欠席の背景に何らかの心因的な困り感がないかの把握に努めているところであります。欠席が長期化し、なかなか学校に来ることができない状況になったときには、定期的な家庭訪問の実施や保護者との面談はもとより、当該児童生徒の心身の健康状態を把握し、気持ちが学校から離れてしまわないようにするため、タブレット端末を活用した朝の会への参加や休み時間にクラスメイトや教員と会話するなどの取組を行っております。また、いつでも学校環境に適応する機会として放課後登校を行い、相談に応じ、学習指導を行っているところ



ろであります。さらに、当該児童生徒の学びを止めない観点から、希望があれば授業をオンラインでつなぎ、学習参加できるようにしております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを活用し、当該児童生徒の不登校に至る心因的な背景を探り、抱えている困り感にアプローチすることで情報共有を図りながら登校支援を進め、公民館や空き教室等の別室を利用しながら居場所づくりの支援も行っております。なお、教育委員会も学校と協議して不登校児童生徒の家庭訪問に同行し、保護者からの相談を受けるなどの対応を行っているところであります。

最後に、（４）義務教育学校開校後の不登校支援についてであります。先ほど申し上げましたような取組を継続するほか、教育支援センターの開設を予定していることから、教室に入ることが難しい児童生徒などについては教育支援センターでの指導や支援を通して学習理解や対人スキルなどを深め、社会的自立に向けた素地を身につけさせるとともに、カウンセリングを受けることを通して情緒の安定を図り、心理的な負担感を軽減させて集団での生活への自信を育むといった支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、２回目の質問に入らせていただきます。

まず、大きな１についてでありますけれども、市役所は全体的なことになりますので、まず市立病院から伺いたいと思います。市立病院におきましては、水位によってということや放射線部門は１０か所の防水扉があるということが分かりました。２階から上で稼働するエレベーター等のこともお話の中にもありました。そして、自家発電装置や備蓄のお話などもありました。その中でトリアージセンターの設置というところがあったのですが、トリアージセンターを設置する場合、水害ということになりますとほかの災害と若干違うのではないかと思うわけなのですが、その規模にもよると思うのですが、どのような形になるのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 トリアージセンターの設置についてでございますけれども、水害の規模によって異なりますけれども、まず当院が浸水被害を受けていない場合につきましては、災害対策マニュアルに定めておりますけれども、１階の救急外来に設置をするということになってございます。また、１階の救急外来が浸水被害を受けているという状況になった場合、当院は床高を１．２メートルとしておりますので、そこが浸水被害を受けているということになれば病院周辺の道路が１．２メートル以上冠水されているという状況でございますので、そういった状況で当院が傷病者を受け入れるというのは考えにくいのでございますけれども、仮にそういった状況でトリアージセンターを設置することになると２階の外来フロア、またはリハビリの訓練室に設置するということが想定されると思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 1. 2メートル以上というところで道路も冠水しているのではないかと  
いう予測もありました。

やはり災害についてはいつ、どこで起きるか分かりません。特に水害に関しては、川との距離がすごく近いということもありまして、なかなか病院では患者さんもおりますし、  
外来、入院の方もおられますので、訓練というのは難しいのではないと思うわけなのです  
けれども、そういった訓練の実施状況について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 災害訓練の実施状況についてでございますけれども、水  
害を想定した訓練というのは、全体での訓練は実施はしておりませんが、1回目  
のご答弁で申し上げましたが、放射線部門には防水扉を設置しまして高額な医療機器を水害  
から守るといった設備がございます。そういった防水扉の設備の点検を兼ねた操作方法と  
いう訓練を実施しております。また、そのほか主な災害訓練の実施状況を申し上げますと、  
まず地震、それから大きな事故等によりまして多数の傷病者が当院に運ばれてくるとい  
ったトリアージを含めた受入れの訓練、それから患者の受入れ訓練だけではなく、医療資源、  
人、物が不足する中においてこういった医療を継続できるかといったことを目的とした訓  
練の実施、さらには年1回行われておりますけれども、電気設備の法定点検において停電  
を想定した非常用電源、それから自家発電装置、非常用設備などの動作の確認の訓練等  
を行ってございます。さらに、つい最近で申し上げますと、先月になりますけれども、遊水  
地において水上事故が発生したと、北海道と砂川消防との合同訓練において、当院のヘリ  
ポートを使って防災ヘリからその傷病者を搬送して受け入れるといった訓練を実施して  
おります。そういった様々な災害に対する訓練について実施をしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 訓練についてお話をしていただきました。全体的な訓練というところで、  
先ほどもありましたけれども、動作確認ですとか、そういったところ非常に重要なので  
すけれども、病院というのは各科や病棟に非常に細かく分かれている状態があります。そ  
ういったところで、全体としての訓練については分かったのですけれども、病棟単位や部署  
単位での訓練についてはどのような形になっていますか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 部署単位での訓練等の実施状況についてでございますけ  
れども、部署単位、それから部門単位という個々の訓練というのは実施はしておりませ  
んけれども、消防法で定められている消防訓練は年2回実施しております。その消防訓練に  
おいて、災害発生部署を都度替えて災害の想定訓練をしております。そこでは、いち早く  
避難行動ができるよう、避難誘導訓練というのを実施しております。また、各部署に災害  
が起きたときに効率的に行動ができるようにアクションカードというのを整備しており  
まして、万が一の災害に備えているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 お話の中にありましたように統一した行動というのが非常に重要になってくるというところで、アクションカードも利用しているということで院内全体として統一した行動というお話がありました。先日も7月に洪水等が空知でもありましたけれども、実際に私もその地域の病院におりまして、緊急メールというのを受け取って、その場にいたわけなのですけれども、そのときに看護師さんたちが携帯とかを持っておりませんので、状況がまず分からない、患者さんも携帯を持っている方と持っていない方といて、状況が分からない、どうしたのだろうというような感じですごく不安に感じた、どうしていいか分からなかったという、特に携帯を持っていない方にとっては情報が全く分からない状態だったそうで、すごく不安に感じたというような声も聞いているわけなのですけれども、緊急速報のエリアメールの受信があった場合の対応について伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 緊急メールの受信時の対応についてでございますけれども、まず初めの対応といたしましては、緊急メールを受信した際に内容の情報の収集なり状況の確認等が必要かと思っております。また、災害の状況の規模によって、院内全体に周知が必要と判断された場合には院内放送等を活用して周知する必要があると考えておりますけれども、ただ災害の状況によって、一概に院内放送をかけるのがいいのかという判断はしっかりと注意してそういった対応を図りたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 そういったところで不安に感じている方がたくさんいらっしゃるのを私も現場で見えておりましたので、まずは院内放送ではなくても病棟ごとの看護師さんで情報を共有して、分からないのは分からない、今問い合わせしているところなんですというところから、まず細かい周知を今後そういった場合にはしていただきたいのと、先ほどの避難訓練等もありましたけれども、基本的には、私は保育士ですので、保育園では毎月行っている園が非常に多いです。そういったところで、先ほども病棟単位とか部署単位というところでありましたけれども、保育園の場合でも毎月担当者を替えて行くと視点がやはり変わっていろいろな意見が出たりもするので、そういった細かい単位でシミュレーションなり、そういったことを話し合うなり、そういった場合にはどういうところを気をつけたらいいかというようなことも非常に効果的だと思いますので、今後も市民の方々、そして病院の方々や入院患者さん、通院患者さんがそういった場合に不安にならないような対応にしていっていただきたいと思えます。

続きまして、市役所、市に伺いたいと思えます。市の答弁で、本部がある、高層階である。そして、無線対応になったというようなこととお話がありました。そういったところで、病院も市役所もそうなのですけれども、本部があるけれども、川に接近した場所にあるというところで、本州ではゲリラ豪雨が起こっており、今現在も大気が非常に全国的に

不安定、冠水しているところも多々あるようです。そういったところで、この間も防災のお話の中にもありましたけれども、災害があると防災意識が高まるというところで、ブラックアウトなども病院にも言えることだとは思うのですけれども、その後改善されたというようなこともあるかと思います。

そういったところで、北海道の気温がだんだん上昇していて本州の気温にだんだんと似てきている。先ほど梅雨のようなというお話もありましたし、特に大雨で上川でも甚大な被害が、全道的にもあったような場所もあります。私も本州にいたことがあるのですけれども、本州の方は台風に危機意識を感じている方が非常に多くて、すごく準備を。北海道の方は、冬の準備はすごくされるのですけれども、今まで長い間あまり台風が来なかったというのもあって、最近の台風に備えることがなかなか難しいというか、昔からやってきたことではないというところから、こういったところで、私も北海道で避難というところで避難所がというような地域に住んでいたこともあるのですけれども、実際に避難所を開設しました。今回もそうなのですが、したのですけれども、避難する方がいないというか、避難はどんなのだろうという。でも、今までのことであると、水害に関して今まで起こったことがないことが起こったというような、浸水された方の言葉とかにも結構あるわけなのです。

そういったところで、私もそういう場所にいたと言いましたけれども、子供たちのスクールバスが先ほどの緊急メールより前に発車してしまって、その後に緊急メールが来て、子供たちはどうしたらいいのだろう、今回の台風10号では本州で子供たちが大雨の中登下校したというようなお話もありましたけれども、そういった形で結局は学校に到着して、学校は避難所になっているのだけれども、そのまま帰されたというような実例もあります。そういったところで、砂川も今スクールバスで通っているわけなのですけれども、台風に関しては危機意識が若干薄いのかなという印象が私の中にはあるわけなのですけれども、そういったところでそういう北海道の方々、市民の方々に対して市としてどのように行っているか、今後どのように行いたいのかについてまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 あらゆる災害、最近本州を含めてゲリラ豪雨等、線状降水帯が発生して避難するいとまがないと、当然全国各地のお話でもあるのですが、北海道としてそういった対策、市民として心構えができていないのだろう、それに対する例えば啓蒙活動ですとか防災訓練等の取組につきましては、今年度につきましては3月に石山団地老人憩の家で住民と学ぶ防災訓練というのを開催しております。あと、毎年なのですが、市内小学校を対象とした1日防災学校等を行っています。また、毎年行っている防災フェスティバルに対する参加ですとか、いずれも若干防災ハザードマップを絡めた取組、あと一番洪水の河川災害等に有効なのは、防災ハザードマップに避難行動等が表紙に載っていますので、こちらを何とか周知してもらって、自分から避難行動を取ってもらうというよ

うな意識づけ、そういった意味では一番効果的なのは防災ハザードマップ、令和5年2月に全世帯にお配りしているのですけれども、その熟読とそれに伴う出前講座、防災ハザードマップを使おうというのを、毎年数件程度なのですけれども、実施しております。大体いろいろなことを、これをやったから市民の方が避難行動を取るという、なかなか特効薬はないので、こういったこと、いろいろな過去から続けてきている防災教育等を今までも続けておりまして、今後も続けていきたいと考えています。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 そういった事柄を多くすることによって、意識を高めるということになるのではないかと思います。先ほど病院のときにも伝えましたけれども、緊急メール対応というところで、私も砂川市の行事があったときにもそういったメールがあったのですけれども、そのときも特に説明はないまま、皆さんどうなのだろうと言ったまま、そのまま続いてしまったので、ぜひそういったときの対応も考えてほしいとは思うわけなのですけれども、緊急メール対応についてはどうですか。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 緊急メール、水害とは言わずいろいろな、ミサイルが飛んできたときですとか、地震緊急速報ですとか、市町村から発令する例えば避難勧告や避難指示等が緊急速報メールで、これはスマートフォン以外のいわゆるガラケーですとかの人に、その地域にいる人に対して発信されるメールです。過去の水害関連の緊急速報メールというのは、平成28年8月20日に発令しております。このときには当然市からそういった緊急速報メールを発信したわけでありまして、たまたまその8月20日というのは土曜日、閉庁日でありました。これは、水害のときに、例えば今後閉庁日でなく開庁しているときには当然市民の方がいらしているわけなので、そういったときには当然緊急速報メールを発信するのは市役所なのですけれども、当然市役所も浸水想定区域に入っていることも考慮しながら、今緊急速報メールを、水害の避難情報を発令しましたというようなアナウンスを庁内放送等を通じて今のところ努めたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 やはり分かった時点で細かい対応、そして皆さんにお伝えするということが重要ではないかと思われま。

私は江別に水害、防災についての研修に行ってきたわけなのですけれども、江別は川が集まっている、交差している。砂川も雨竜川、空知川、石狩川と交差地域にあるのではないかと思います。やはりそういったところで近隣の市町村の連携が非常に大切だという話を伺ってきたわけなのです。そういった連携についてはどのようになっているのかについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 市町村間との連携についてというご質問です。基本的に水

害に特化した協定は、隣町の新十津川町さんと実は協定しているものがありまして、それは、石狩川は砂川市と新十津川町に挟まれているのですが、石狩川の右岸に位置する北光第2町内会、袋地町内会ですね、そちらが例えば洪水が氾濫しているときに砂川大橋を渡って砂川市に避難行動を取る、また同じように石狩川の左岸に若干なのですけども、新十津川町民もいらっしゃいます。そういったことをお互いに橋を渡らないで砂川なら砂川、新十津川なら新十津川の安全な場所、そちらに避難できるような協定を連携しながらやっていこうというのは平成24年に結んでおります。

そのほかには、中空知の5市5町で中空知広域市町村圏組合の構成市町との防災協定というのを結んでおりまして、これも28年8月20日の事例なのですが、当然砂川市はパンケ歌志内川とかペンケ、上流は上砂川、歌志内さんになっています。そのときに水系の情報ですとある一部分しか見られない情報になっているのですが、例えば氾濫した情報というのはなかなか知れない情報です。ただ、その市町村間の連携で上流にある市町村の方と情報共有をしたことによって、例えばこの地区でここが実は氾濫していますよと、これから避難勧告を発令しますよといった情報を常に密にしてやったという記憶が過去にはございます。そういった大きく2点ほど、他市町村との連携がでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 そういったところで、市町村との連携が非常に大切ではないかというようなお話もさせていただきました。

やはり市長、トップの責任というか、全体通して市長の河川の水害に対する考えというか、全体を通した考え方について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま河川災害等の取組の中で全体を通してというようなお話だったと思いますけれども、高田議員が質問のところでご指摘されているように、近年は地球温暖化といいますか、異常気象といいますか、各地でゲリラ豪雨、線状降水帯等以前では考えられなかったような雨の降り方が続いております。北海道はご存じのとおり治水の歴史でずっと進んでいるようなところでありまして、この砂川も明治の時代から昭和に入っても大きな水害に大きな被害があった中で進められております。昭和36年、37年にも大規模な水害がありまして、それを機に石狩川の治水が蛇行している石狩川をショートカットして直線化して、そして堤防もきちんと整備した中での治水対策を行っておりますし、昭和56年、五六水害と言われておりましたけれども、その際にもご存じのとおり下流域の岩見沢、江別が本当に大きな水害に見舞われたという歴史の中から、それをもって現在整備されましたオアシスパークの建設も進んで、国においては順次治水は進められていってございます。

この砂川においてもそういった治水の事業もありますけれども、上流域で降ったときの水をどうするかということで、上砂川から流れてくるパンケ川、歌志内から流れてくるべ

ンケ川という2つの河川があったのですけれども、五六災害のときでしたかね、その際にはパンケ川があふれ返って砂川のまちの中にも相当数の浸水をもたらしたという被害がありましたけれども、それが上砂川から河川トンネルを整備いたしまして、上砂川の降水をペンケ川に流すという事業もやっております、同時にペンケ川も砂川市内に河川で流れ込んでいたものを真っすぐ石狩川に流すというような整備も進めてございます。水害対策というのは、なかなか予測も難しいですし、近年の1時間に100ミリを超えるような、そういった集中的な豪雨もあります。ただ、防災については、先ほどもありましたけれども、一人一人の意識がやはり市民の財産、生命を守ることにつながってまいりますので、これからも随時啓発等をしていながら皆さんが安心して住めるような砂川に向けて邁進してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 市民の方が不安に感じるのが多いのがやはり子供たち、高齢者の方が不安に感じないように、そしてそういった場合に迅速にスムーズに行動ができるように対応していただきたいと思います。

続きまして、大きな2について質問したいと思います。まず、(1)についてですけれども、平成17年に定義づけについてあくまでも30日という数字は参考にする基準、不登校かどうかの判断は現場に任せる、基準に一致していないタイプの不登校も認めるというような話を先日研修に行って聞いてきたわけなのですけれども、そういったところで砂川市では本当に早期に対応することが重要ではないかと思うわけなのですけれども、この点についてどのように取り組まれているのかについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 不登校の児童生徒への早期の対応についてでございますけれども、教育委員会では毎月病欠欠席や不登校などの理由を問わず、連続して5日以上または断続して7日以上欠席のある児童生徒につきまして各学校からの報告を受けており、当該児童生徒がどのような要因から欠席になっているのかを把握するとともに、通院ですとか、また関係機関の利用状況、さらにその期間における学校の対応等を把握しまして、早期の段階から学校と情報共有を図り、連携を取りながら個々の子供たちへのきめ細かな対応を進めているというような状況でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 個々に応じてというようなお話がありました。登校に関する諸課題につ

いては、五月雨登校であったり、別室登校であったり、付添登校であったり、そういったことも欠席にはならなかったり、そういった対応もあるようですので、今後もそういったことにも取り組んで、今は並行してやっているのでしょうかけれども、細かく行っていただきたいと思います。

それで、答弁の中にありましたけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門スタッフを活用というような答弁があったのですが、まずスクールカウンセラーについて現在の活用実態について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在のスクールカウンセラーの活用実態ということでございますけれども、スクールカウンセラーは児童生徒が抱える複雑化、多様化する課題に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件、事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど学校の教育相談体制に大きな役割を果たす心理の専門家でございます。本市におきましては北海道教育委員会のスクールカウンセラー活用事業、こちらに申請をしております。月に2回砂川中学校への派遣を受け、相談業務に対応いただいているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ただいまのお話の中に月2回というようなお話がありました。では、スクールカウンセラーの相談状況についてはどのようになっているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 スクールカウンセラーの相談の状況についてでございますけれども、昨年度の実績で申し上げますと4月から3月の延べ相談件数でございますが、児童生徒自身との相談が98件、保護者との相談が14件、児童生徒と保護者同席による相談が4件の計116件となつてございました。また、今年度につきましては、4月から8月までの延べ相談件数は児童生徒自身との相談が33件、保護者との相談が6件の計39件となつてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 相談件数は月2回という中で行っているというところで、中学生については不登校の原因に起立性調節障がいや小学校も含めて発達障がいというところもありますので、きめ細やかな対応が必要ではないかと思うわけなのですけれども、今スクールカウンセラーの話を伺いましたけれども、スクールソーシャルワーカーについてはいかがですか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在のスクールソーシャルワーカーの活用実態についてということでございますけれども、スクールソーシャルワーカーは問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけたりですとか、また関係機関等との連携や調整を行ったりするコーデ



ィネートを担う職員となっております、児童生徒やその家庭に関わる支援に大きな役割を果たす専門家でございます、本市におきましては北海道教育委員会のスクールソーシャルワーカー活用事業に申請しており、教育委員会にスクールソーシャルワーカーが常駐しております。現在は、毎月1回の学校訪問を通じた児童生徒のアセスメントですとか、また市の福祉部局との情報共有、さらにケース会議への参加、ニーズに応じた児童生徒本人や保護者との面談などを行って、子供自身、またそれぞれのご家庭が抱える困り感の解消に向けた支援を行っているということになってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 活用実態については伺いました。コーディネートというような話でしたけれども、相談状況についてはどのようになっているのかについて伺いたと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 スクールソーシャルワーカーの相談状況ということでございますが、こちらも昨年度の実績で申し上げますと、4月から3月の延べ相談件数につきましては児童生徒自身との相談が30件、保護者との相談が17件の計47件となつてございました。また、今年度につきましては、4月から8月までの延べ相談件数は児童生徒自身との相談が13件、保護者との相談が6件、家庭訪問1件の計20件となつてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 スクールソーシャルワーカーについてですけれども、本来は社会福祉士か精神保健福祉士等の有資格者ですが、実態的には教員OBの方のケースも多くて、ソーシャルワーカーとして機能しない場合もあるというようなことも伺っております。それで、教育支援センターについて答弁の中にあつたかと思うのですけれども、今後義務教育学校が開校してから、教育支援センターというところが具体的にどのような支援や指導を行うことを想定しているのかについて伺いたしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 教育支援センターにおける指導や支援の具体ということでございますけれども、内容につきましては現在調整中でございます、最終的な決定というのはまだ見ていないところではございますけれども、現段階での方向性についてご答弁申し上げたいと思います。

教育支援センターは、大きく3つの運営の柱に沿って行うことを想定しております。1つ目については、安心、安全な環境をつくる居場所づくりということです。学校そのものに抵抗のある子供にとって安心して過ごすことができ、エネルギーを蓄えることができる雰囲気の中で学習活動等を行うことで集団生活への適応を促すとともに、個々の児童生徒の状況や希望に可能な限り寄り添いながら、活動できる場を提供できるようにしていきたいと考えております。

2つ目としましては、基礎学力の定着を図り、進路選択の可能性を広げる学習指導を行

うということでございます。主体性を育むために児童生徒自らに時間割を組ませ、また学習教材や指導形態を選択させながら、それぞれのペースに応じながら基礎的な学力の定着を図る、そういった指導、支援に努めていきたいと考えています。

3つ目は、活動を通して人とつながり、人間的な成長を目指す体験活動の実施という部分でございます。センターと違った雰囲気の中での活動を通して地域の方などと交流したりですとか、あとコミュニケーション能力を高めたり、専門的な体験をしたり、そういったことを想定しているところでございます。また、校内型である強みを生かしまして学校と連携を取りながら、教育支援センターの中での児童生徒の様子、また状況を学校と緊密に共有するとともに、段階的な教室への復帰を目指す働きかけを行っていききたいと考えております。そして、不登校の状況にある児童生徒の保護者様への支援としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談ですとかカウンセリングの機会を設定するなどし、こちらについてもきめ細かな対応を行うことができる体制を整えていきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほどのお話の中で教育支援センターは砂川市では校内に設置するというので、以前からも聞いてはいるのですけれども、なかなか学校に通うことが、学校に行くことができない子供たちが校内に設置された教育支援センターを利用することにはやはり困難が生じる可能性があるのではないかと考えるわけなのですけれども、その見解について伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 教育支援センターですけれども、不登校の状態にある児童生徒に対しまして、集団での生活への適応ですとか、教室での生活への復帰、これを支援するためのカウンセリング、学習指導、体験活動等を組織的かつ計画的に行いながら一人一人の社会的自立を支援すると、こういったことを目的として設置されるものとなってございます。設置場所の考え方につきましては、校外型、学校の外にという部分、また校内型、それぞれにメリットとデメリットがあるということから、一概にどちらが望ましいとは言えないと考えておまして、本市としましては通室に当たっては、校舎の南側に入り口を設けてございまして、周りの目を気にしなくてもよい動線の工夫がされていたりですとか、また教育支援センターでの活動時間をほかの児童生徒の登校時間とずらして設定したりするなど、そこを利用する児童生徒の実態に合わせた柔軟な対応を行っていききたいと考えています。いずれにしましても、校内型にすることによって校外型にはない強みというものも生まれると考えております。例えば必要に応じて教員の指導がセンターでも受けられるですとか、また一部の教育活動に参加しやすくなるですとか、または教室内でなくても直接友達とつながれる機会がある、そういった校内型であることの強みを最大限生かした指導や支援を行いながら、不登校の状況にある子供たちの心理的な負担感を緩和しながら集

団での生活への適応を図ることができるような運営に努めてまいりたいと、そういうふう  
に考えてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 教育支援センターは今までなかったので、本当に早くできてほしいな  
というところではあるのですけれども、全体を通して教育長、不登校支援について伺いた  
いと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま不登校支援について全体を通してということ  
でございますので、先ほど来るる説明をさせていただいておりますので、重複する部分も  
あるかと思いますが、全体的な部分で私のほうでご答弁をさせていただきたいと思いま  
す。

まず、不登校になってしまった児童生徒、そして元気に通常の学級に通っている児童生  
徒、こちらの生徒がどちらも社会に出たときに自立、適応できるような教育を行うとい  
うのが大前提になっておりますので、ですから今までご答弁したとおり、例えば大人の立場  
からしますと、学校だけではなくて市教委ですとか、福祉事務所ですとか、児相ですとか、  
いろいろな形で家庭、保護者、児童生徒にコンタクトをしていくと、これは重要だと思  
いますし、児童生徒の立場からしても保護者、教員、学校だけではなくて、例えばスク  
ールカウンセラーだったり、スクールソーシャルワーカーであったり、あるいは道教委の相  
談窓口だったり、いろいろなコンタクトの仕方があるというのを児童生徒にも随時つな  
いでいくということが重要だと思えます。

それと、もう一つは、今ICT環境が整ってきております。ですから、もし学校に足を  
運べないというお子さんについても、現在でも希望があればオンラインで授業を配信し  
たり、学校行事に参加をしていただいたりという部分がありますが、ただ全ての部分で  
できているわけではありませんので、ここの部分は家庭であっても、それから今現在  
でいきますと学校の例えば別室登校したり、あるいは教室に入れないので、放課後に  
登校するという児童生徒もおりますから、そういう状況をいろいろ鑑みながら通常  
の学級に通っているお子さんと遜色ないような形で教育を進めてまいりたいと思  
っておりますので、ただいまお話がありました令和8年4月に開校予定の義務教育学校  
には教育支援センターを設置する予定にしておりますので、ここの支援センター  
はまた現在にプラスアルファ、1つ適切な部分を加えて不登校支援につなげて  
まいりたいと思えます。不登校支援というのは本当にお一人お一人、家庭環境  
も1世帯1世帯違う部分がありますので、ここは丁寧に一人一人に合った支  
援をしてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 全体的なお話がありました。教育支援センターについては、教育経験者  
が中心となっていることも多く、子供の抵抗もあったり、待つ対応が中心になり  
やすいというようなこともあるようです。そして、不登校というところで端末を利用  
したというと

ころで、そういったところでの取組も本当に今後重要になってくるのではないかということで、全体的に不登校であったり、これは令和4年度ですけれども、不登校児童が全国的には30万近い子供たちがいます。そして、児童虐待については心理的虐待等も含めて22万近い、そして自死してしまう子供たちも500人近くいるというような、本当にそういった現状があります。今後そういったケアが非常に大切になってくるのではないかと思うわけなのですが、先ほども伝えましたけれども、家族の方と一緒に登校したり、そしてヤングケアラーということも非常に不登校にも関連してくることでありますので、今後いろいろ連携して対応していただきたいと思いますと思うわけなのですが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーについてなのですが、先ほどもおっしゃっていましたが道から派遣というような形で、常勤であったり正職というのが非常に少ないというところで、正規職員の方をぜひ増やしていくことも検討すると人数をとにかく増やしていただきたいと思いますと思うわけなのです。そして、ここには子供の居場所だったり、子ども食堂であったり、民間のところもあつたりします。都会では多くて、都会ではそういったところでも出席扱いになるというような取組もされているようです。今後もそういったことも踏まえて、子供たちが不安に感じることがないように、そして教育支援センターもこれから出来上がるわけなのですから、スムーズに子供たちにとってよりよいものになるよう、今後さらに検討を深めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思っております。今回は、大きく3点についてであります。

まず、大きな1点目、北海道砂川高等学校への支援についてであります。GIGAスクール構想の下、高等学校の生徒は個人で購入した端末を利用している授業が行われております。そこで、端末購入の場合に補助をする新たな高校支援への考えを伺います。

続きまして、大きな2点目ですが、公共交通機関、JR・バス利用者への交通費支援についてであります。（1）として、移住・定住を押し進める支援策として市外に勤務して遠距離通勤する市民へ交通費支援をすることについての考えを伺います。

（2）として、市外の学校へ遠距離通学する生徒へ交通費支援をすることについて考えを伺います。

続いて、大きな3点目ですが、閉校を迎える各小中学校についてであります。

（1）各小中学校はおのこの歴史を重ね現在に至っており、この間に多岐にわたる多くの資料や備品などが蓄積され、保管されてきています。ついては、閉校後、学校史料としての保存をどのように考えているのか伺います。

（2）閉校後の跡地標示板や記念碑の設置についてどのように考えているのか伺います。

最後に、（3）各小中学校にて閉校式典などの実施が考えられるが、市の支援について

伺います。

以上、1回目の一般質問といたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな1、北海道砂川高等学校への支援について、大きな2の(2)市外の学校へ遠距離通学する生徒の交通費支援について、大きな3、閉校を迎える各小中学校についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、北海道砂川高等学校の支援についてであります。国のGIGAスクール構想については義務教育学校である小中学校では国庫補助により、児童生徒全員分の1人1台端末環境が実現しているところであります。一方、道立高校における端末整備については、義務教育学校ではないため国庫補助の対象とされていないことから、北海道教育委員会は高校教育では教科書や電子辞書などの教材の経費はこれまでも私費負担としていることなどの理由から、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒へは学校が用意した端末を貸与する配慮を講じた上で、令和4年度から生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方式によりICTを取り入れた新たな学習活動が実施されており、このような背景を踏まえ、砂川高校においても個人所有の端末や貸与された端末により実施されております。端末整備については、文部科学省の令和6年度当初における高等学校段階における学習者用端末の整備状況についての調査では、負担割合に違いがあるものの全国的には公費負担を原則としている地域があり、半数を占める状況となっておりますが、北海道においては道立高校及び市町村立高校の端末整備は保護者負担を原則としている状況であります。本市におきましては、現行の砂川高校の支援については学習意欲につながるものや技術や技能といった将来にわたり役立つものとしてきたことから、端末整備においてはランニングコストや導入効果などを考慮する必要があるため、慎重な検討が必要と考えておりますが、今後においても支援内容については砂川高校と十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、大きな2、公共交通機関、JR、バス利用者への交通費支援について、(2)市外の学校へ遠距離通学する生徒への交通費支援についてご答弁申し上げます。将来を見据え、希望する学校へ進学する生徒については、私立中学校をはじめ、高等学校、大学、専門学校など多様な中から生徒自身が選択し、進学しておりますが、特に高等学校においては市内唯一であることから、教育委員会としましても砂川高校に対して教育活動の効果を上げ、教育を活性化するための必要な経費を補助することにより、高校の魅力を高め、進学希望者の増加を促すことを目的とした様々な支援をしているところであります。また、今後は北空知学区内の中学校卒業生、入学者数の減少が続くことが見込まれている状況から、本年度においては全市的な取組とするため、学校関係者や学識経験者などが参画した砂川市高等学校教育を考える会を立ち上げ、砂川高校を地域全体で応援し、特色を生かしながら魅力ある高校となるよう協議を進めているところであります。

このことから、教育委員会といたしましては市外の学校へ遠距離通学する生徒へ交通費を支援するいわゆる遠距離通学補助については、通学しやすい環境を整える観点から将来を担う人材育成に寄与する側面もあると考えられますが、市内進学への影響も考慮し、交通費支援については考えていないところであります。

次に、大きな3、閉校を迎える各小中学校についてご答弁申し上げます。初めに、(1)閉校後の学校史料としての保存をどのように考えているかについてであります。現在令和8年4月の義務教育学校開校に向け、校舎建設工事などの整備を進めるとともに、小中一貫教育の推進などにおいても円滑に開校できるよう、様々な分野の協議を進めてきております。その中で各学校で蓄積されている多くの資料や備品などをどう整理して義務教育学校へ引き継いでいくかは課題であり、現在まで学校図書の整理を進めているほか、各学校で保有している教材備品をはじめ、トロフィー、美術品、学校の紙誌に関わる資料などの調査を実施したところであり、どのような種類のものをどれだけの数量を引き継ぐかなど具体的な方法はこれから各学校と協議を進めていくものであります。これらの調査により、各学校から多くの種類、数量の報告を受けたところであり、大きくは書籍資料など書類として保管できるもの、写真、作品など室内で展示するためのもの、石碑のように屋外に設置されているものに分類されます。書籍資料、写真のうち歴史に関わる資料など室内で展示が可能な物品については、義務教育学校内にメモリアルコートとして展示スペースを設置する予定ですので、このスペースでの展示は可能となっております。また、屋外に設置されている石碑類につきましては、閉校後直ちに撤去または義務教育学校敷地などへの移設はせずに閉校校舎敷地の跡地利用の状況に応じて隣接地への移設もしくは撤去など対応する必要があると考えております。

次に、(2)閉校後の跡地標示板や記念碑の設置の考えについてであります。これまでの学校の閉校に伴う記念碑については市では設置しておらず、同窓会やPTAなどで組織する閉校協賛会が実施する記念事業として設置されてきており、今回の記念碑の設置についても閉校記念事業の実施に向けて発足されたそれら団体等において閉校記念事業の一つの取組として検討されると考えております。このような経過ではあります。記念碑の設置は任意であることから、閉校協賛会等が記念碑を設置しない場合もありますので、将来的には校舎のあかしを残す必要がある場合に市において状況に応じた対応が必要と考えているところであります。

次に、(3)各小中学校で実施する閉校式典等に対する市の支援についてであります。本市では砂川市立学校閉校記念事業交付金交付要綱を定めており、学校の統合に伴い、閉校記念事業を実施する団体に対して閉校記念式や閉校記念誌作成などの経費の一部を支援することとしております。来年度は、令和8年3月に閉校する小中学校において閉校記念事業などが実施される場合は砂川市立学校閉校記念事業交付金交付要綱に基づく支援を行う予定であります。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは大きな2の（1）移住、定住を推し進める支援策として、市外に勤務して遠距離通勤する市民へ交通費支援をすることについてご答弁申し上げます。

本市における移住定住施策については、平成19年度に砂川移住定住促進協議会を設立し、市内関係団体等の協力を得ながらホームページ、SNS及びパンフレット等を活用した情報発信、移住相談会への出展及びすながわお試し暮らし事業による暮らしやすさや魅力のPR、移住希望者が必要とする情報の収集と提供、移住希望者のサポート及び受入れ環境の整備など様々な取組を行っているところであります。このほか、市の各部署においては、各種子育て支援のほか、移住者に対する住宅助成、本年度から実施している従業員家賃支援事業など各分野において様々な移住、定住施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の市外に勤務して遠距離通勤をする移住者へ交通費を支援するいわゆる遠距離通勤補助につきましては、電車通勤やバス通勤などの費用の一部を自治体が補助する制度であり、移住を検討されている方に対するメリットの一つとして、また転出した方呼び戻すための施策の一つとして実施している自治体もありますが、遠距離通勤補助の実施に当たりましては支援対象となる移住、定住者の定義、遠距離通勤の範囲、既に移住、定住されている方との公平性、就労先の事業所等から手当を支給されている場合の取扱い、通勤手段として自家用車を使用している方との公平性の担保など検討すべき課題も多いことから、支援を実施している自治体の取組状況等を含め、調査研究をしてみたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1回目の答弁をいただきましたので、順次再質問をしてみたいと思います。

まず初めに、北海道砂川高等学校への支援についてということで今ほど答弁をいただきました。答弁がありましたように基本的には高校の場合は私費でということで、今回の北海道教育委員会では個人所有の端末を持ち込むBYODの手法により1人1台端末ということの手法をやられているということで、これも個人負担であるということではあるのですが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、道内の状況も含めて原則私費負担が多いということでありましたが、ここの高校支援は必要だなと私は思っておりますので、改めて聞かせていただきたいと思うのですけれども、まず北海道内でこういった端末に対する補助支援されているところの自治体、砂川の近隣でいうと歌志内市さんがあって、浦臼町さんがあります。富良野方面では中富良野町が自治体としてそういった支援の補助をしています。ほかの道内でいうと、オホーツク地方の浜頓別町の浜頓別高校に対してもこういった端末、購入する部分への補助を出しますし、標津町、日高町、標津高校振興会、富川

高等学校、栗山の栗山高校、十勝清水の清水高校、道北、豊富町の豊富高校、そして富良野地方の上富良野町の上富良野高校、さらには南富良野町の南富良野高校といったところで、私的に調べたところには各自治体並びに学校でもこういった支援をしているということがありますので、先ほど答弁がありましたけれども、このようにしっかりと支援をしている学校がこれだけあるということを受け止めながら、私はこういった支援を新たにやっていただきたいなど。先ほど慎重な検討をして、そして高校とも協議を進めてということでもありますけれども、この辺は前向きにしっかりとやっていくべきことではないかと思うのですが、改めてその考え方について聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまご質問として砂川高校への新たな支援としてパソコン等の端末の支援ということでございます。今議員さんがおっしゃいましたとおり、道内においても端末を支給する、もしくは購入費用の一部を補助ということで自治体として取り組んでいるところもございます。これにつきましては、それぞれ地域の実情に応じたものということでございます。まず、教育委員会の支援の考えの在り方としましては、例えば高校生のサテライト授業を受けるためのもの、または介護資格などを取得するための研修費の補助、また進学するための模擬試験受験補助、また一昨年からは砂川高校が国際交流を行っておりまして、この事業への支援など、現行の支援でも12項目ほど支援を行っているところなんです。この内容につきましては、これまでも砂川高校と協議を重ねた中で支援をしているところでもございますけれども、まず端末の補助ということにつきましては、今の現行の行っている全体の支援を含めた中でまた砂川高校と十分に協議は重ねてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、間に休憩が入ってしまったので、いま一度頭の隅を整理してまいりたいと思いますが、先ほどの北海道砂川高等学校への支援についてということなんですけれども、慎重な検討をして高校とも協議をしていくというような1回目の答弁をいただいたかと思うのですけれども、令和7年度に向けて、この案件について、やはり高校とご相談というか、協議はすべきかなと思っております。私もせんだって砂川高等学校の校長先生とお会いして、このことについて一般質問をさせていただきたいのだということをお話をさせていただきましたし、さらには先ほど答弁の中にありましたように、高校の



生徒さんがこの端末を購入することができない場合は学校でも貸与しておりますよといったお話もされておりましたので、これについては同じ答弁だということで理解しておきます。

それで、今後この協議について、令和7年度に向けて私はしっかりと協議をして、できるのか、できないのかといったことをすべきだと思うのですけれども、この辺この協議についてどのような方法で、どんな内容でということをもし考えていることがあれば聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 砂川高校への支援ということでございます。これにつきましては、従来から先ほども申し上げましたとおり学習意欲だとか技術、技能に将来にわたって役立つもの、今回は端末、これの一部購入費の補助という観点でございます。これは、保護者の負担の軽減という側面があるのかなとは考えております。今この砂川高校への支援は、高校の魅力の向上ということと、ぜひ砂川高校へ通ってきてほしいという思いでやってきている支援でございますけれども、これにつきましてはまず端末の購入につきまして高校とはこのような意見というのはまだ押さえていないものですから、これについてはまず高校の意見を十分に聞いた中で、また今年から砂川の高等教育を考える会ということで全市的にみんなで取り組んでいこうということで砂川高校の支援も検討している最中でございますので、こういうものも総合的に含めた中で今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今現在も検討されている部分はあるかと思っておりますので、できるならば前進するような形で検討していただきたいなということで、1についてはこれで終わりたいと思います。

続いてなのですか、大きな2点目、公共交通機関、JR、バス利用者への交通費支援についてということでご答弁をいただきましたので、その中でまず(1)移住、定住ということから総務から答弁をいただきましたけれども、先ほど答弁をいただいている中でも交通費を支援している他の自治体もあるようなのですけれども、まず遠距離通勤に当たっての交通費支援をしている自治体、押さえているところがあれば聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 正式な調査があったわけでもございませんし、公表されている結果といったものがあるわけではないのですけれども、私どもが今現在押さえている内容ということになります。空知管内の10市14町のうち、移住、定住支援策として市外または町外への通勤者に対しまして交通費の支援を実施している自治体は2市2町、美唄市さん、三笠市さん、沼田町さん、北竜町さんということになっております。支援の内容等

について簡単に特徴的に概要を紹介させていただきますと、美唄市さんでは対象はJRを利用して札幌市内に通勤している方という限定的なものになっています。助成金額は、月額2万円の市内のみで利用可能な美唄の商品券という形になっています。助成期間は、転入日から3年間。三笠市では、対象は北は砂川市、それから南は南幌町よりも遠距離の地域に週5日以上勤務されている方というような条件がついておりまして、交通機関の定めはないというような内容になっています。助成金額は、通勤先の市町村ごとに基準額といったものが設定されておりまして、そこから勤務先から支給されている通勤手当額を除いた額ということで、上限が月額1万円、市内のみで利用可能な商品券を助成しているということで、助成期間の定めはないといった状態です。沼田町さんと雨竜町さんの場合は内容がほぼ似ているのですけれども、月に10日以上近隣市町村に自家用車で通勤している方というようなことで、助成金額は通勤先との往復の移動距離に応じまして月額1,500円から6,000円までのこれも町内のみで利用可能な地域ポイントあるいは商品券といったものを助成しておりまして、助成期間は沼田町さんは子供が中学校を卒業するまで、北竜町さんは助成期間は子供が高校を卒業するまでと、このような内容になっておりまして、各市町の状況によりまして制度設計、内容はそれぞれ様々な状態ということであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 空知管内は2市2町ということで今ほど答弁をいただき、説明いただいたところであります。ありがとうございます。今回私は、移住、定住を押し進める支援策といったことで、距離的には、距離というか対象にする部分で私自身が考えていたのは、道北は旭川ぐらい、札幌のほうになると札幌圏ですから、札幌、あとは石狩圏辺り、要はJR等で直通で行ける範囲、あの辺りがどうなのかなと思っていました。砂川も移住、定住についてもしっかりとやられていますし、ただ私は移住、定住イコールどうしても本州の大都市圏という感じを受けていたのですけれども、ただ9月1日の広報すながわにも人口について載っています。7月末現在で1万5,340人、これは前月からいうとマイナス26人、やはりここずっと見ると減少傾向である中で、移住、定住を押し進める支援策の一つとして私は遠距離通勤の交通費支援といったことがあっていいのではないかといい部分で、拡充の部分で今回質問させていただいております。

そんなことから、(2)にも関わってはくるのですけれども、今心配しているのがJR北海道が運賃値上げを申請されておりまして、2025年4月1日実施予定となっております。普通旅客運賃が平均で6.6%、それに併せて定期旅客運賃も上がるといったことで、定期券の関係だと思えますけれども、今現在札幌砂川間の1か月間、特急で使える特急定期かよエールだと通勤で7万140円、通学で3万9,710円、これは参考でありますけれども、定期普通運賃になると通勤だと4万9,190円、通学だと2万3,990円ということに今現在1か月間はなっています。ただ、今後JR北海道さんが運賃の値

上げが正式に決定されるとこれ以上になってくるといったことから、移住、定住の中でこういった施策をすることによって、砂川から旭川とか札幌は近いのですけれども、大都市圏で住んでいる方たちが砂川で住んで、子供たちも学校へ通わせて、勤める先は札幌とか旭川だよねと、そのときにこういった移住、定住の支援策の一つとしてこの通勤費ということがあっていいのかなと思っておりました。

それで、急ですけれども、私はこれは提案で政策だと思っていますので、市長、今回私はこういった政策としてあっていいのではないかなと思っていますのですが、この辺の考え方、市長として政策としての考え方がもしあればというよりも、ぜひ考えを聞かせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 今ほど移住、定住の政策として、砂川市在住の人が札幌圏、旭川圏に対する通勤の補助の考え方ということですが、移住、定住の一番理想としているのは、やはり砂川に住んでいただいて砂川で働いていただくというのが一番のものだと考えてございます。確かに今働き方もいろいろ変わってございまして、自宅で勤務が可能ですか、そういったものも出てきていますし、砂川圏と言われるように札幌から1時間かからない、旭川からも1時間かからない圏域ということでございますので、そういった方々も出てくるのはあるのだろうなとも考えてございます。今ほど総務部長からもいろいろ答弁があったと思いますけれども、それぞれの企業によってはそれぞれの通勤手当を出したりですか、いろいろな状況がございまして。それについては、これからの社会情勢等もいろいろありますけれども、そういった部分も考えながら、これからの移住政策については考慮できるような施策があれば考えてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市長には急に振りましたけれども、答弁ありがとうございます。考えてまいりたいというよりも、ぜひ考えてほしいです、私は。そう思ってぜひ検討していただければなということで、2の（1）についてはこれで終わりますが、続いて（2）の関係で、市外の学校へ遠距離通学する生徒へ交通費を支援することについての考えを伺いますということで、答弁をいただきました。先ほどからお話があるように、砂川高等学校の魅力ある高校づくりといった部分の教育の会議があるということで、先ほどの答弁を聞いていてもそちらのウエートが大きくて、砂川市以外のほかの学校に行くことについてはどうなのかなというような雰囲気では聞いていました。要はあまり前向きでないのだなということをあえて。私は、決して砂川高等学校に行く子供たちに行かなくていいよではなくて、ぜひ行ってほしいのです。そのためには魅力ある学校づくりをして、そして子供たちがこの学校に行きましょうという気持ちにさせるためのことも恐らく会議でこれからどんどんやっていくのだろうなと思っていますから。

ただ、一つ、進学は、中学校までは義務教育です。ただ、この後の高校についてはその

当時の中学校の子供たちの選択です。自分が将来こういうところに行きたいな、こういうことになりたいな、であればこの学校に行くといいよねと。まさにそれは子供たちも魅力ある学校を探しながら行くということですから、そういう点では子供たちの心情ということを見ると、これから砂川に住んで、そして砂川にいながらほかの学校に行って勉強しながら、自ら成長しようということにつながることは応援できることは私はしてあげていいのではないかと、今回遠距離通学の関係で交通費支援はできないのでしょうかねといったことであります。ただ、これについても正直お金のかかることであるというのは私も承知しています。ただ、今砂川市内にいる中学校の子供たち全員がそういうことではなくて、地元の学校に行かれる子供たちもいるし、ひょっとしたら隣のまちの学校に行く子もいるかもしれない。ただ、それ以上に札幌方面とか旭川方面とか、過去通学していた子供たちはいたのです。現在もいるのです。そういう子供たちに少しでも支援をしてあげることによって教育の保障という部分ではつながるのかなと思っています。そんなようなことで、私もこの辺は思いがあったものですから今回質問させていただいていますが、このことを含めてまず次長からでもいいのですけれども、答弁いただければと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、現在私立の中学校、高校を卒業してから、あるいは大学、専門学校など、中学を卒業してからいろいろな選択肢があって、ここでもっと学力を高めたいということで、もしくはスポーツをやってさらに自分の特性を生かした学生生活を送りたいという目標を持って市外に通学している方は認識しております。この方たちの応援ということでございますけれども、ここにつきましては、これは繰り返しの答弁にはなりませんけれども、まさに今、砂川高校を応援したい、砂川市内で魅力をアップして砂川市内の高校へ、唯一の高校ですから、ここに来てほしい。また、市外からも来てほしい。これは、お金の話もされましたけれども、これを今してございますので、今取り組んでいる事業の整合性というのですか、これからも、繰り返して申し訳ないのですけれども、市外へ通学される方への補助、これは現在のところは考えていないということが現状ではございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私が質問して、今のところ現状は考えていませんというしっかりとした答弁が出てしまったので、これは覆ることがないのかなと思いつつ、ただ1つだけ言わせていただきたいと思います。私は、先ほど言ったように砂川高校の魅力づくりも含めてそれはしっかりやってください。ただ、そのために、違う方向で頑張ろうとする子供たちと同じような土俵の中で考えてほしくないなど、両方同じように考えてほしいのです。そういったことをお話をして、このことについてはこれで終わります。

続いてなのでございますけれども、3点目、閉校を迎える各小中学校についてということで小

く3点について聞かせていただいております。順次聞かせていただきたいのですが、順番を変えて聞いてみます。まず、(2)の閉校後の跡地標示板や記念碑の設置についてどのように考えておりますかということで、答弁もいただきました。市としては、記念碑等については任意であるから、市としては設置はしませんよといったことであると。今後閉校、廃校によって敷地の利活用の関係も出てくるようなことの話がありました。そこで記念碑はいいのですけれども、跡地標示板、私のイメージはここに砂川小学校がありましたよ、できれば砂川小学校の概要みたいなものを含めて知ってもらうためにそういうものをつくれませんかということなのですが、跡地標示板もこれは教育委員会も含めて設置はしないという考え方でいいのか聞かせていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、跡地標示板ということでございます。これについては、結論から言いますと今考えてはいないということではなくて、まず閉校記念に伴って今協賛会で閉校記念碑を作る。これについては、必要な経費等で支援をしてみたいというのを考えています。また、その中で記念碑を設置しないのだということでもありますけれども、これについては今校舎が残っている状況である、利活用が決まるまでは校舎がそのまま残っている状態でございますから、これについては残っている間はまずは市では設置はしない。その後校舎の利活用が決まって、ある一定程度方向性が決まったとき、それはどういう方法になるのかというのはまだこれからなのですけれども、例えばそれを利用する先ともまた協議しなければならないですし、それに応じては、もし閉校記念碑があれば、これまでの取組としては移設をしてきたりしてまいりました。この標示板についてなのですけれども、今後の活用の方法がはっきりしたときに、そこに何らかの形で標示板を残すという必要がある場合には市で検討して対応してまいりたいというのは考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後の言葉だけが私の耳の中に残っていて、必要とあるならばということなのですけれども、ただこれは先が長い。利活用もまだこれからだし、申し訳ないのですけれども、事例的にいうと豊沼中学校も閉校、廃校になって、建物はずっと残って、何年たってやっとなりましてという思いがあるのですよ、私は。それは、正直建てたときにはもう忘れてしまっているのではないかという思いになってしまう。だから、そういうことにならないようにできたらしてほしいなということと、1つ気になるのは、閉校になって廃校になりました。今現在教育財産です。でも、用途変更によって教育財産から今度行政財産というか、普通財産とかになっていったときに、ではこれはどこが私が言っている例としては跡地標示板みたいなものを設置となってくるのか。もう教育委員会の手から離れた敷地も含めてなので、それは教育委員会でこのことはどうなのでしょうと聞いて答えられるのかどうか分かりませんが、もし答えることがあれば聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 閉校した後になりますけれども、これについてはまず普通財産にはなりません。ただ、標示板の件でございますけれども、これについてはどこに設置するのかということがまず第1になりますので、それについてはある程度情報が整理されてからでないとは設置する場所とか、設置するにも検討するにもなかなかできないので、私はやはりもうちょっと将来的にはまだ後になるというお答えでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 この辺は、鋭意いろいろ検討、協議していただければと思うのですが、基本的には1つの中学校と5つの小学校がありますから、1つの中学校は、今の砂川中学校は新しい学校、義務教育学校が開校して、次になくなりますから、ということは砂川中学校もここは砂川中学校の跡地でしたよといったことが私はこの跡地の標示板とつながってくる部分があるかなと思っておりますので、そんなようなことも含めて前向きな検討というか、しっかりとした準備をしながら対応してほしいなということをお話をして、これについては終わります。

続いて、(3)についてですが、各小中学校にて閉校式典などの実施が考えられるが、市による支援について伺いますということで、基本的には支援するための交付金要綱があって、それに基づいて交付しますよということで、もちろんそれは恐らく団体へ交付することなので、今砂川小学校であれば閉校記念協賛会でしたか、一応団体をつくって、規約もある形でありますけれども、そういった団体ができて初めて交付されるのかなと思うのですが、前向きにいくと恐らくはほぼ申請したところは通りそうな気がするのですが、逆に交付できない場合、交付が通らない場合というのはどのような状況のときになるのか、その内容も含めて教えていただきたいと思うのですが。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、閉校した際の記念事業への交付金ということでございます。まず、制度の内容についてお話をさせていただきたいと思っております。これについては対象団体ということになりますけれども、これは事業を実施する保護者、卒業生、またはその両者が中心となって組織する閉校記念事業を実施する団体ということになります。対象の経費になりますけれども、閉校記念誌だとか記念品の作成、またいろいろな事務費もかかりますから、これら閉校記念事業に必要な事業が対象となります。あと、交付金になりますけれども、対象経費から、例えば寄附金だとか、その他自主財源を控除した額が対象となるものでございます。あと、実は来年度の予算にも関わる話でございますから、各学校へはお話をさせていただいておまして、一応この制度をお話をした上で、どのような事業をするのかというのを今精査して、一応9月末には出してくださいということでお話をしておりますので、これについては先ほどのご質問はどのようなものが対象にならないのかということではございましたけれども、今このようにそれぞれの学校でも取り組んで精査しながら出していただけることになっておりますので、このような中で対応してまい

りたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 交付金の手の関係、要綱について今答弁いただいて説明いただきました。ありがとうございます。令和7年度の予算に絡んでくる部分なのかなと私は思っていましたので、私も砂川小学校の閉校記念の関係に関わってはいるのですけれども、その辺がまだ見えてこなかったもので、今回どういう形で市は教育委員会として対応があるのかなということでありましたので、今のところ各学校にはいろいろ詳細を含めて問合せをしながら対応しているということで、分かりました。今言った部分、交付できない場合はどのような状況、内容なのかということは、基本的に今言った説明の中でこういったことを目的にしてもらえれば交付要綱に沿って支援はできますよと受け止めておきたいと思っておりますので、このことについてはこれで終わりたいと思っております。

それで、順番が変わって申し訳なかったのですが、(1)に戻りまして、各小中学校の学校史料としての保存をどのように考えているのかということでも聞かせていただきました。いろいろと各小中学校も調査をされて、何を引き継ぐのかといったことを含めてこれも課題であるということと、それらをどこに保管、保存するのかといったことも若干は出ていたようであります。私も非常に気になっているところです。小学校、中学校、やはりそれぞれの歴史が長くあって、そこには多くの子供たち、私も含めて卒業した学校という思いがあります。そこで、教育委員会としてもどんな考えをしているのだろうといったことで思いがありながら今回質問をさせていただいております。

それで、先ほどいろいろ書類の資料とか写真だとか石碑だとかといった部分でありましたけれども、これは具体的に学校史料は現に学校に存在する資料と言われてはいるのですけれども、具体的な部分というよりも例えばの部分になるのかもしれませんが、それらに類するものが学校沿革史、学校日誌、学籍簿、校歌、校章、校旗の制定記録といった文書類、周年記念誌、学校だより、PTAだより、卒業アルバム、学校備品、卒業生や学区、それぞれ中学校とか小学校の学区関係者から寄贈された美術資料とか考古資料、民族資料や記念品、児童生徒の作品、学校の敷地、校地に設置された記念品とか写真、映像、記録などを含むともされているということで聞いています。これらは地域の中心だった学校に残された資料であるということから、各住民で時代や関わり方は違っても学校という共通の体験の一端が記され、若者や子供たちに伝え、引き継ぎたい地域の記憶が織り込まれているとも私は考えております。ですから、それだけ今小学校、中学校にある学校の資料というのは重要なものであると思っておりますので、それで先ほど答弁をいろいろお聞きしていると全体的にお聞きしたときに少し不安だなと思ったのです。というのは、これらのことを活用するということが積極的ではなくて、どちらかというに残す基準が捨てる基準になってくのではないかという。置くスペースがないから、これはもうなくしましようとか、ここに記念碑とか、いろいろ石碑もあるけれども、これは持っていく場所がないから、

なくしましうとか、何かそれに類したような答弁があったような気がしたものですから、ただ私は残す基準を捨てる基準に変えないで、しっかりと捨てない対策、まずは捨てない、そして保存場所をきちんと確保してやっていくべきものではないかと思っております。そういったことで、大変この小学校、中学校にある多岐にわたった多くの学校史料というのは重要なものであると思っておりますので、改めてこの考え方を含めて答弁いただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今の学校にある資料ということでございます。これも先ほど申し上げた中で、教材備品だとか、トロフィー、美術品、学校の歴史に関わる資料だとか、例えば記念事業で人文字を作った航空写真だとか、いろいろな貴重な資料がございます。この資料につきましては、5月から7月にかけて学校と協力をしながら調査を行って、8月には現地調査を行っているところです。ただ、この資料についてなのですけれども、本当に膨大なものがございます。一応これを今書類だとか資料として保管するもの、そのほかには写真だとか作品もございますし、あと屋外には石碑のようなものもございます。まずはこの分類分けをしまして、一応この文書については市の文書取扱規程ということで永年保存するものが決まっております。これについては、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、学校の沿革史だとか、校籍簿などの重要な書類は引き継ぐことになっていきます。あと、その他の取扱いということになるのですけれども、これはやはりそれぞれの学校でばらばらではなくてまず統一した基準をつくって、まずは精査したいと考えております。その上で、保管スペースというの、これは校舎にもありますので、保管スペースというのは制約というのはあるのですけれども、学校と連携しながら、まず適切に判断して整理、保管に努めたいとは考えてはおります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど丁寧に答弁をいただいたように私は受け止めますが、やはり少し方向が違うように私は受け止めてしまったのです。最初から統一基準をつくってではなくて、私が先ほど言ったように、まずは捨てない。捨てないものを、1回集まって、それを、先ほど言いましたよね、5月から7月は調査し、8月も調査して、今分類分けをしています。だから、集まったものを整理するために分類していくのです。その中で分類を大分類、中分類、小分類にしていって、いろいろ分けてやっていくといったことなのかなと私は思っているのですが、どうも最初から統一基準をつくっていくということは、すいません、私どうも受け止め方が少し違うものですから、やはりこれは残す基準が捨てる基準になってきてしまっているのではないかなと受け止めざるを得ないと思っています。ですから、そういったことはしっかりとやっていかなければいけない。というのは、集まったものをどうやって分類するかは、教育委員会の皆さんの担当の方もいるかもしれないけれども、分からなければ専門の人にも見てもらわなければいけないのではないだろうか、これ



は全国的に今これに対する対応としてやられているところは、地域の専門で分かる方も一緒になってやっているところが先駆的にあります。統廃合によつての廃校が今より一層また増えていますが、以前も少し増えた部分でそういったものが全部どんどんなくなって、いつの間にか自然になくなってしまっているといったことの危機感から成っているようにも聞かされております。ですから、ぜひそういうことをしっかりとやっていただきたいと思うのです。

もう一つお話をさせていただくと、学校史料にもやはり価値があるのですよ、いろいろな形の価値が。その一部をお話すると、例えば学校年史とか沿革、特色、その移り変わりなどが分かる学校史的価値、現在の授業や学校活動等の教材として利用できる教材的価値、教育の変遷や今の教育の在り方を考えられる教育学的価値、地域の姿や記憶を物語る地域史的価値、そして卒業生や教員、地域住民などの思いやアイデンティティー、記憶のよりどころ、シンボルとなる象徴的価値といった部分で、これはあくまで価値と思われる一部です。本来はまだあるのですけれども、こういった部分で考えると小学校、中学校に今ある資料全ては価値があるということだと思ふのです。それをどうやって保管し、保存していくのかといったことを今からしっかりとやらなければいけないですし、そもそもの根本の部分で違いを感じますので、そういったことを考えながら私はぜひやるべきことではないかと思つているのですが、ここで教育委員会としてのトップである教育長からも小中学校の学校史を残すに当たつての考え方を含めて答弁いただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） ただいま閉校した後の学校の史料としての取扱いということでご質問がありましたので、私の立場から答弁をさせていただきたいと思ふます。

まずは、今各学校でどれぐらいのものがあるかというものを調査をしている段階ということで、最終的にそれがどの程度というのはまだ私のほうには把握したという状況は来ておりませんが、ただ先ほど次長からご答弁もさせていただいたとおり、卒業した中身の本当に重要なものは、これは残していくという必要がありますので、ですから全体でどれぐらいあるかというのがあるのですが、残す、そういう考え方に立ってほしいと、捨てるという考え方ではなくてというのはあるのですが、これはそもそもの始まりとしては事務局も残す発想というところから始まっていると思ふます。ただ、重要度ですとか、あるいは1つの学校になったときにどれぐらいのスペースを持ってそれを残せるのかというのはこれから現実的に調整をしていかなければならないということになりますので、ですから答弁の中でもあつたように新しい学校の中で展示をしなければならぬというものは展示スペースに置くと、重要なものでも書庫的に学校内に保管するものは、人の目には触れないけれども、それは押さえなければならぬと。それと、歴史的資料という観点でいくと、その学校のということではなくて、例えば砂川市にとって教育的な財産と思ふられるような部分であれば、それは郷土資料という形で残していくとか、それはこれからいろいろ

るな考え方の中で検討させていただきたいと思いますので、全体のものを押さえて、今の  
ような手順の中で残せるものは残したいというのは皆さん同じ思いだと思いますので、た  
だそれが全体的に本当にそうなるかどうかというのはこれから検討させていただきながら、  
必要なものは残していくということで考えたいと思います。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 教育委員会の教育長も含めて、教育委員会の職員の皆さんもある部分で  
は学校運営を含めてしっかりやられているから、それはそれでいいと思うのです。やはり  
感覚が少し違うような、私と感覚が違うなと思っております。どうしても保存にはお金も  
かかります。手間もかかる。時間もかかるのです。整理するのも時間がかかります。どれ  
だけあるかによって、そもそもここにあった例えば砂川小学校、廊下を歩いているだけで  
も歴史をつづるような形の年表があって、写真があって、昔の建物も写真で並べてあった  
りとか、あれだけでも歴史をずっと感じさせる学校史料なのです。そういったものが恐ら  
く目に見えないものがたくさんあります。あるのだけれども、どうも最初から基準をつけ  
て云々というのについては、いろいろ検討、協議してという部分では教育長もおっしゃっ  
ていましたけれども、若干私の思いとの部分では違いがあるのかなと思っています。

全国的に、ある四国のまちの学校が統合になるときに、2つが1つになりましたから、  
1つの学校のを閉校になる学校のところへ全部持っていきました。そこで整理をして、  
皆さんに見てもらうものはきちんと公開をして見ってもらう。というのは、歴史として残し  
て伝えていくということが大事で、これは次の世代に対してもやはり必要なことである  
と思っていますので、そういったことを含めながらやってきている部分がありますので、ぜ  
ひその辺りも考えていただきたいですし、それと砂川市には砂川市教育大綱というものが  
ありまして、基本理念の中に、抜粋ですけれども、市民の郷土を尊重する心を育むため、  
芸術文化活動の充実や歴史の後に、文化財の伝承を進めるとともにということが基本理念  
にあり、そして基本目標の中には4項目めに、文化に親しみ、郷土への誇りを育む教育の  
推進の中で、抜粋ですけれども、文化財や郷土資料の適切な保存、継承などを推進するこ  
とにより、心豊かで活力のある生活が享受でき、市の歴史や文化に触れる機会が確保され、  
郷土を尊重する心が育まれる教育を推進しますといったことで砂川市の教育大綱としては  
しっかりと明文化されております。ですから、そういったことの前提に立ってでも、1つ  
の中学校と5つの小学校が全部同時に閉校、廃校ですから、膨大な資料になるのは分かり  
ます。分かるけれども、この膨大な資料を一回きちんと1つずつまとめていくといったこ  
とをしていかなければいけないのかなと思うのですが、いま一度、教育長、私のこの質問  
に対して改めて考えがあれば聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 それでは、再度教育長の考えということですので、ご答弁をさせ  
ていただきたいと思いますが、まず学校の残っている資料の全てが、今残されているもの

が全て必要かどうかという、その検討は今やっているという、まずそこです。ですから、実際に全体の把握の中でその調整をどうしましょうかという今段階ですから、この時点でどれだけのボリュームでどれだけのものがあるかというのを十分に把握をしないで、全て残せますかという、そういう質問であれば、これは難しいということになると思います。ただ、思いとしては恐らく同じだと思いますよ、私も。少なくとも私も市内の小学校と中学校を卒業して、既にその小学校も中学校も、名称はありますけれども、学校としてはなくなっていますから、それを鑑みながら教育委員会としても十分検討させていただきたいと思っていますので、そのところはご理解をいただきたいと思うのです。ただ、実際にその分量がそこに収まるだけあるのかどうなのかというのも、これも十分に把握しなければならぬのです。それは、どちらもありきではないです。全てを残すというのもありきではないですし、必要ないものは全部捨てましょうというのもありきではないです。その段階でいろいろと検討しながら判断をしていくということを考えておりますので、そのところはご理解をいただければと思います。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 もう最後です。答弁いただきました。思いは同じという部分だけは共通しているのかなど。ただ、若干思いの部分のずれはあるのかなど思っておりますけれども、ただ今後小学校、中学校同時に閉校、廃校ですから、貴重な資料は地域の資料でこれを残し、そして次の世代に伝えていくといった部分では今岐路に立っている一番重要なところであると私は思っていますので、この辺を含めながら教育委員会の中でもしっかりと前を向いてやっていただきたいことをお願いして、私の質問はこれで終わります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、介護保険における福祉用具購入に係る受領委任払い制度の導入についてであります。本市では、介護保険制度に基づき福祉用具を購入した場合、利用者が一旦全額を事業者を支払い、その後領収書を添えて申請することにより7割から9割の給付金が償還払いとして返還される制度が原則となっています。しかし、この償還払い制度では申請から給付金の返還までに数か月を要することがあり、利用者にとって一時的ではありますが、経済的負担が大きいとの課題があります。一方、近年多くの自治体で採用されている受領委任払い制度では、償還払いにおいて後日返還される介護保険給付金の請求権を事業者に委任することで利用者の一時的な経済的負担を軽減することが可能です。このような状況を踏まえ、本市においても利用者の負担軽減を図るため、受領委任払い制度の導入を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

大きな2点目、開業医の誘致等についてであります。中空知2次医療圏は、医師をはじめとする医療従事者の確保が課題となっている地域です。本市においても地域の医療・保

健・福祉を担う開業医が減少傾向にあります。一方、第7期総合計画に掲げる「安心して医療を受けることができるまちづくり」を推進するためには、急性期機能を有する市立病院とかかりつけ医等の医療機関の役割分担・連携が必要であり、これを担う開業医の誘致は喫緊の課題であると考えます。そこで、次の点について伺います。

- (1) 市内における開業医の現状について。
- (2) 開業医の重要性に対する認識と行政との連携状況について。
- (3) 道内自治体における開業医誘致制度等の導入状況について。
- (4) 開業医に対する誘致制度等の導入について。

①診療所・病院を新規に開設する開業医及び市内の既存開業医が機器の購入や改装を行う際、費用の一部を助成する制度の導入について。

②開業医の誘致及び開業医に対する助成制度に特化した条例制定について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) まず、大きな1、介護保険における福祉用具購入に係る受領委任払い制度の導入についてご答弁申し上げます。

介護保険制度における福祉用具につきましては、車椅子、歩行器など要介護者等の日常生活の向上及び機能訓練のための用具であり、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて保険給付の対象となっております。また、福祉用具の利用については、身体状況や要介護度の変化、用具としての機能の向上に応じ、要介護者等が適時適切に利用できるよう、取扱事業者から貸与することが原則となっております。一方、入浴や排せつに関わる腰かけ便座、入浴補助用具等の特定福祉用具については、年間10万円を限度に購入することで利用されており、昨年度における市の特定福祉用具に係る給付実績としては利用件数が81件、保険給付費として約280万円を支出しているところであります。

市では、介護保険制度の導入以来、特定福祉用具の購入費に係る保険給付については、利用者が一旦費用の全額を事業者に支払った後、申請により給付分を振り込む償還払い方式を採用しており、原則的に申請後1か月程度で給付を行ってきたところであります。他の自治体では、利用者が支給に関する受領の権限を事業者に委任し、保険者が直接事業者へ給付分を支払う受領委任払い方式も可能としているケースが多く、令和4年度の実績では全国的に約6割の保険者が利用者の申請により特定福祉用具の受領委任払いを実施している状況となっております。市では、介護保険制度の給付対象となる住宅改修費については支給限度基準額が20万円であること、また当時ケアマネジャー等からの要請を受けた経過があったことから、平成17年度より受領委任払いも導入していますが、特定福祉用具の購入につきましては住宅改修費よりも比較的給付額が低いことから、これまで償還払いで対応してきたところであります。昨年度、介護保険事業計画案について協議いただく

砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会において委員の方から特定福祉用具の購入についても受領委任払いの導入を求めるご意見をいただいたことから、他の自治体における導入状況も踏まえ、利用者の一時的な経済的負担を軽減するとともに、介護サービスをより円滑にご利用いただけるよう、年内を目標に受領委任払いを導入することについて検討を進めているところであります。

続きまして、大きな2、開業医の誘致等についてご答弁申し上げます。初めに、(1) 市内における開業医の現状についてであります。本年5月に内科及び消化器科等の診療所1か所が閉院しており、8月末現在において市内では内科、精神科の病院が1か所、病床を持たない診療所が内科及び消化器科等3か所、耳鼻咽喉科及びアレルギー科1か所の合計5か所が診療活動を行っております。近年は、市内で新たに医業を開業される実績がない一方で、医師の高齢化等に伴い診療所が廃止となったケースが数件あり、今後も開業医の方の高齢化が進むことで地域医療を支えていただくかかりつけ医が将来的にさらに減少してしまうことが懸念されているところであります。

次に、(2) 開業医の重要性に対する認識と行政の連携状況についてであります。市内の開業医におかれましては、日常の診療活動のほか、休日当番医、予防接種、各種健康診査、がん検診、学校保健、介護認定審査など地域における保健、医療、福祉に関わる様々な分野で連携、協力をいただいている状況にあり、特に高齢化の進展が著しい中、住み慣れた地域で安全で安心な暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進においてはかかりつけ医の役割がとて大切になるものであります。また、コロナ禍においては新型コロナワクチンの円滑な接種に当たって開業医の方に集団接種をはじめ長期間にわたり献身的なご協力をいただいたように、地域住民にとって身近で適切な診療、健康管理、保健指導などを行う地域医療には欠かせない存在であると認識しているところであります。

次に、(3) 道内自治体における開業医誘致制度等の導入状況についてであります。全道的な調査等は行われていないため、インターネット等で把握できる範囲の情報であります。早期から取り組まれている自治体では平成18年度あるいは平成23年度から誘致に係る条例を施行している事例があり、当該自治体を含め、いわゆる医療過疎が進む道北及び道東地域を中心に開業医誘致の施策を講じている自治体が多いものと認識しております。また、近年は札幌市近郊でも診療科目あるいは施策の有効期間を限定した形で誘致に取り組んでいる例もあり、これらを合わせ、道内全体では10か所以上の自治体において開業時における土地、建物、医療機器の取得費あるいは賃借料、既存施設の改修費、人材確保や経営安定化のための補助金など、開業等に当たってインセンティブとなる助成制度を設けているところであります。

次に、(4) 開業医に対する誘致制度等の導入について、①診療所、病院を新規に開設する開業医及び市内の既存開業医が機器の購入や改装を行う際に費用の一部を助成する制度の導入についてであります。市内において開業医が減少している現状を踏まえ、現在

市として開業医の誘致等に係る施策の必要性について内部協議を進めているところであります。具体的には、保健福祉部、総務部、経済部、市立病院事務局の職員により、道内先進自治体における助成内容等の情報収集、既存施策との関連性の確認などを行っている段階にあり、診療所等の新規開設あるいは現行の診療体制の継続確保を図るための施設整備等に対する助成制度の導入については今後空知医師会とも協議させていただき、最終的な政策判断に向けた課題の整理を進めていく必要があるものと考えているところであります。

最後に、②開業医の誘致及び開業医に対する助成制度に特化した条例制定についてであります。先進自治体においては条例あるいは実施要綱の制定等により誘致施策を制度化されておりますが、施策を講じる場合、どのような手法、形式を用いることがより効果的であるか、検討課題の一つと位置づけ、内部協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、大きな1点目から順次再質問していきたいと思うのですが、結論は出てしまったところだったのですけれども、私がこの質問をした理由の一つが、数万円のものだと思います、特定福祉用具というのはそもそも値段的には。数十万円するものではないです。ただ、実際数万円の用具とはいえ、それぞれの人の状況によって数万円といえども一度に出すのが非常に厳しいのだというようなご意見がありまして、それで今回この件を取り上げさせていただいたのです。論点としては少し細かいかなとは思ったのですが、利用されている方も多いので、このような提案をさせていただきました。

そこで、もう結論は出ているのですが、若干何点か確認をさせていただきたいのですが、まず全国的に6割の自治体が導入されている制度だということなのですが、私が聞いたところによりますと近隣自治体ではほぼ導入済みだというお話も聞いておりまして、この辺近隣自治体における受領委任払いの導入状況のまず確認と、もう一点目は、この制度を導入するに当たり、例えば事業者に過度な負担があるのかどうか、あるいは砂川市にとって何か新たな財源負担があるのかどうか、その2点を確認させていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、近隣自治体における受領委任払いの導入状況ということでご答弁申し上げますが、他の自治体に正式な調査書を送ったりはしておりませんが、ネット上で確認できる情報であります。近隣中空知5市5町、当市を除いた4市5

町、うち1市5町は介護保険については空知中部広域連合ということで連合組織で運営されていますけれども、これらの自治体におかれましてはいずれも既に受領委任払いを導入されているものと認識してございます。

また、この受領委任払いを導入することによって何か販売事業者に不都合な点があるかという点でございしますが、全国的に既に約6割という導入実績、道内においても多数の自治体が導入されているということから、現実的に事業者にとっては販売代金の納入がやや遅くなるという点はあるかと思いますが、それが大きな支障になるものとは考えてございません。また、当市にとっての財源的な問題も何かしらあるということではないものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そういうことであれば年末に向けて早期導入に向けていただきたいなということで、大きな1点目は終わりたいと思います。

続きまして、大きな2点目なのですが、開業医の誘致ということで、この議論というのは遡れば過去何度か議会で議論があったと私も記憶しております。平成29年の第1回定例会、これは私が質問したものではありませんけれども、他の議員さんがした質問ですけれども、開業医の誘致ということで質問がありましたし、直近では第1回定例会で市立病院の経営プランの関係で小黒議員から関連して開業医の話が出ていたと記憶しております。最近の状況を見ていきますと、先ほども答弁がありましたけれども、開業医の先生が次々と医院を閉めているというような状況がまずあります。それと、直近ですけれども、この後、明日ですか、議論があるのですけれども、包括ケア病棟の閉鎖、今月末までということが正式に出されたのですけれども、直接的なものではないですけれども、間接的に大きな影響があるものですから取り上げますが、砂川市立病院がより一層急性期に特化していくという流れの中で今後の地域の医療の連携をしていくためには、やはり開業医の存在というのは大きなものになっていくのかなということでありまして、ここ近年急速に開業医の必要性というのが高まってきたなというのを感じております。

そこで今回質問をさせていただいたわけなのですが、そこで(1)からお伺いしていきたいと思いますけれども、まずその状況ということで、確実に減ってきているということで、現在5か所だけですか、病院と診療所ということで、第7期総合計画の策定時から2件ほど医院、クリニックが閉鎖されたというような状況かなと思うのですけれども、まずこの状況を懸念されるという答弁だったと思うのですけれども、市としてこの現状をどのように考えているのかということなのです。例えば市立病院であれば経営プラン等において開業医の少ない状況については経営上の課題だというようなことが文書として出ているのですけれども、いわゆる市長部局において開業医の少ない傾向、減少傾向をどのように捉えているのかということについて、例えば総合計画において何か記載があるとか、そういうのは私は実は読んだことがないのです。市としてこの現状、開業医が減少している

状況についての考え、どのようにこれを考えているのかをまず（１）についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 開業医の減少を市としてどのように捉えているかという点でございますが、地域医療にとりましてかかりつけ医となっていただく市内の開業医の先生方の言わば診療活動というものが大変大切なものであるということは１度目の答弁でも申し上げたとおりでございます。また、これは（２）の答弁でもご答弁申し上げましたが、やはり地域の医療を支えていただいているという点では行政との連携も不可欠という中で、特に保健福祉行政といたしましては令和３年度以降に実施いたしました新型コロナワクチンの接種、この円滑な実施を当市では３年度から５年度、臨時接種に関して実施できましたけれども、この背景としては市立病院の協力はもちろんであります。午後の接種に当たっては市内の開業医の先生方が輪番で看護師さんも一緒になって接種に当たっていただいた。こういった感染症予防対策をはじめとした各種保健行政において大きな貢献をいただいているからこそ、減少傾向が続くということについては懸念しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 地域にとっての医療、福祉、保健について重要な影響があるという認識については、私ども議会議員と執行側とは一致しているものかなと思っております。

そこで、（２）の連携状況ということで細かくる説明いただきました。特にコロナにおいては多くの開業医の先生の皆さんにご尽力いただいたというのは記憶に新しいことかなと思うのですけれども、ただこのままの状況が、開業医の先生の減少傾向が続くとこの連携状況というのは非常に厳しくなるかなと私は思うのですけれども、この点について市としてはどのように考えているのか、そこをお伺いしたいなと思っております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 近年の開業医の先生方の状況といたしまして、平成２０年代前半には内科系あるいは耳鼻咽喉科系の言わば医業の新たな開業があった一方、平成２０年代後半、さらには令和に入って、残念ながら市内開業医の先生の閉院が続いているという状況になってございます。このままさらに、現状を申しまして開業医の先生方は５０代ないし６０代という中で診療活動に当たっていただいておりますけれども、今後このまま、市内の人口減少はもちろんございますが、地域包括ケアシステムをはじめ地域の医療、福祉、そして保健という各分野においてかかりつけ医の存在は欠くべからざるものでありますので、その点については市としても重要な課題と認識しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 欠くことのできない存在である開業医を何とかしようということしかないと思うのですけれども、そこで先進地の事例について先ほど答弁があったところなので



すけれども、10か所以上ですか、私が把握しているのはもう少し多かったですけれども、10か所以上、条例あるいは補助金のような形で振興、誘致をしているというような事例ということなのですけれども、具体的に協議体ですか、事務の中で各部の担当者が集まって協議しているというようなお話もあったのですけれども、その中で恐らくそうした先進事例について把握し、状況について分析等もされていると思うのですけれども、現状市が把握しているそうした誘致制度、大まかにどのような傾向があるのか、例えば補助金額の傾向、あるいは詳細な制度的なものについてどのように分析をされているのか、現状把握されている各地の助成制度について、把握している部分について概要等あればご説明をしていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 先進の自治体で具体的に取組まれているケースといたしましては、やはり新たに開業になられた際に土地あるいは建物の取得費、また当然新たな開業であれば医療機器の購入あるいはリースということもあろうかと思いますが、建物のリースに伴う改修も含めたところで先行自治体においては取得費あるいは賃借料に対して一定の補助割合、さらには上限額を定めた中で助成を行っているものと考えております。

なお、実績というところにつきましては、既に制度に取り組み始めて導入を開始以来10年以上を経過されている自治体においては、これまでの利用実績、この助成制度の利用実績が5件前後というようなことでお聞きしておりますし、当該制度を導入後5年程度経過という自治体の中には今般ようやく1件の開業実績が出た自治体、または残念ながら今のところ実績が出ていない自治体もあるものと認識してございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 現在進めているという先ほどの答弁にありました協議体においてそうした状況も恐らく分析をされているのかなと思うのですけれども、それで先ほど答弁のあった内部協議の状況について細かく伺いしていきたいと思うのですけれども、これは(4)にも係るところなのですけれども、先ほどメンバーについては答弁がありました、大体どのような工程でそれを進めているのか。というのは、平成29年の第1回定例会の答弁を見ていきますと、既にそのような協議体的なもので議論を進めていくというような答弁が実はあったのです。そのときの保健福祉部長の答弁を見ていきますと、医師会と連携を図りながら協議して、助成支援制度の前段として砂川市のあるべき地域医療の姿というのをまず皆さんで知恵を出し合って構築すると、その中でそうした方策、ここの方策というのは誘致制度ですよね、を必要だろうという形が見えたときに支援をするのだと、その手法について検討するという答弁がありました。そうしますと、この課題といいますか、もう7年越しのものかなと思えるのですけれども、その当時に答弁のあった協議と現状の内部協議の連携性といいますか、連続性というのですか、当然コロナがあつて中断はあったと思うのですけれども、この辺が少し分からないところがありまして、この内部協議

というのは大体どの段階、位置づけにあるのか、平成29年の答弁のあった協議の状況と連続してそういうものが続いてきてこうなっているのかも含めて、現在の内部協議の体制的なものをもう少し詳しくご説明いただきたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 内部協議の経過という点でございますけれども、確かに平成29年に一般質問をお受けした中で、地域の医療連携を考える際に、より問題が顕在化した際にはという趣旨で恐らくご答弁しているところかと存じますが、今般やはり令和に入っても市内開業医の方の閉院が続いて数件あるという現状を踏まえて、そしてさらには全道的にもまだ平成20年代後半はこの制度に取り組む自治体数も道内であり多くはなかったかと思っておりますけれども、ここ近年医療過疎の進む背景かと思っておりますが、道内に例えば札幌近郊の中でも取り組むような事例も出てきている。そういった状況を踏まえて、改めて内部として関係部署が集まり、先ほどご答弁申し上げました4つの部署で協議を続けているところでございます。この協議の進展ということにつきましては、今の段階ではまだ多くのまちの状況を情報収集している段階でございますので、明確にいつが目標というところまでは定まっておりませんが、近年の状況を踏まえてできるだけスピード感を持ちながら協議は進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ただいま部長からスピード感を持ってという言葉が出て、私非常にそこは大事だなと受け止めました。というのは、やはりこの状況というのはもう既に予想された未来だったと私は思っております。ただし、近年の国の政策の市立病院診療報酬改定等で急性期に特化するという流れが急だったというのは、そこは私も十分承知しております。ただ、個別の開業医の皆さんの高齢化等というのはもう既に平成29年の段階からある意味予想されていた未来だったのかなと思ひまして、それでこういう答弁も当時あったのかなということなので、コロナもありましたけれども、今までの動きというのはスピード感がなかったかなと、私もそのように受け止めました。

また同じ話になってしまうのですが、当時の平成29年の答弁を見ていきますと、医師会と連携を図りながら協議してくのだというような当時の答弁だったので、先ほどの現在の内部協議については、その後に恐らく医師会が出てくるのかなと思ったのですが、現時点で医師会と外部の機関との情報交換等が行われていないように私は聞こえました。もしかしたら私の聞き間違いなのかもしれませんが、あくまでも内部の事務の担当者レベルの協議体、情報収集のための協議であって、他の関係機関、医師会等の関係機関との協議は現段階ではないという理解でいいのか、その辺の確認をしたいと思ひます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 空知医師会との協議については、今の時点ではまだ着手さ

れてございませんが、ご相談させていただくという状況においては市としてのある程度の考え方が取りまとまった段階においてお話をさせていただく必要もあろうかと思っておりますので、今後空知医師会とは協議をさせていただきたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私が言うのもなんなのですけども、もう少し気楽に相談してもいいのではないのでしょうか。医師会は歩いて10分のところですよ。私のことを言うのもなんなのですけど、たまに私は情報収集で何か月に1回医師会に行って事務局長とお話をするようなことも、非公式ですよ、当然持っていたり、質問をするのですけれども、別に今の協議体というのはかなり敷居の高い公式な委員会とかではないですよ。もう少しフランクに、状況どうですかぐらいの話だってできると思うのです。そもそもが非公式の内部協議の段階ですよ。であればもう少しフランクにそうした関係団体と最近の情勢等の情報交換等もできるのではないのでしょうか。そんなに敷居を高めて、ここの段階に至らなければ相談できないのだというような関係性ではないですよ。だから、この辺もう少し、今は非公式な段階であればなおのこと、もっとフランクと言ったらまたあれですけども、もっと頻繁に、軽いと言ったらまた怒られますけれども、情報交換できるのではないのでしょうか。この辺どうですか、現時点でもできると思うのですけれども、もう少しお話を伺いたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 市内の地域医療の現状に関しては、空知医師会事務局とは平常より情報交換させていただくところはございます。先ほど答弁申し上げましたのは、この制度ということについて施策を講じるとなれば極めて大きな政策課題でございますので、そういった点では空知医師会に正式にご相談させていただく際には、いまだ市の考え方が不明瞭なままお話をさせていただくことは、これは難しいと思っておりますので、平常的な情報交換という点では、それは今現在もこれからもとと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そこでスピード感という話になるのですけれども、また繰り返しになるのですが、平成29年のときの答弁の段階では、その段階は私は終わっているのかなと思っていたのです、実はこの協議体については。その前段ですよ、この辺のものの整理というのは、情報の整理というのは。その後具体的にどのような制度にするのか、それが条例化なのか補助金制度なのかは分かりませんが、そういう段階が今この令和6年でその段階にあるべきではなかったのかなと、そういう思いが私には実はあります。これは先ほども言ったとおり、29年度の一般質問、令和6年の第1回定例会の一般質問でも出ていた案件でありますし、この間もちろんコロナもありましたけれども、その間かなりの間があったなと私は思います。医療の在り方についてはもう既に前段の話のかなと私は思っていたものですから、先ほど部長のスピード感というお話を聞いて、スピード感が少し足

りないのではないかなという印象を私はまた強くしました。

そこで、(4)の具体的な再質問ということになっていくのですけれども、制度についても内部の協議体で進めていくのだというような話だったと思うのですけれども、私は、各地の事例は先ほど10か所というお話がありましたけれども、ざっと見てみたのですけれども、大体6割ぐらいが条例化になっていました。条例化でこの政策を進めていたというような状況が見受けられました。いろいろ考え方はあると思うのですけれども、私もいろいろ考えた結果、条例化が砂川市にとってふさわしいのではないかなと、実はその思いを強くしております。というのは、先ほどの部長の答弁にありましたけれども、数千万単位の助成になる可能性が高いということであれば、その透明性、公正性というのを確保しなければならないという部分がありますよね。それと、市民の意見、聴取の場面を私はつくらなければならないと思います。それに当たっては、条例という形でパブコメ等で市民のご意見を伺うような場面をつくる必要があるということと、制度の永続性です。一時的な補助金があれば安心して長くその地域で医療をやっていくことができるというのは、私は難しいと思います。私が新規でなくて改装を入れたのはその点もあるのです。恐らくは、場合によっては10年、20年その地域で医療を提供していただくには、やはり途中で改装あるいは機器の入替え等もあると思うのですけれども、そうであれば助成制度は一回限りのものでしたということには私はならないと思うのです。その地域に安心して医療を提供していただくためには10年、20年単位の制度の持続性ということを考えた場合、やはりそれは条例が私は適正ではないかなと思いました。

また、もう一点は、この砂川市の立地等です。市長の公約にもありますが、市立病院を中心としたまちづくりということを考えていった場合、市立病院が確かに中心にありますが、やはりその周りの医療機関、医院等の連携がなくてはそれは中心とはならない仕組みとなっていますし、それは国の制度上もなっております。であれば、それを支えるための仕組みとして、中核である市立病院を支える仕組みとしての医師の誘致の条例化、どういふ名称でも私はいいと思うのですけれども、各地の事例を見ていくと誘致条例というような形になっておりますが、それを条例化という形で立てておくことによって砂川市の特色、特徴を私は出せるのではないかなと思っております。これについては、今後の内部協議、できればもう少し格上げしてほしいなと思います、その内部協議。単なる事務的な打合せのように私は聞こえてしまいましたので、これはもう少し格上げして、担当者レベルなのか管理職レベルの人たちの集まりかさえも私は今分らないので、この辺の内部協議の部分をもう少し、どのような人が構成、担当はどこの部署から来ている人というのは聞いていますけれども、それが管理職級なのか主任級なのかは私は分らないものですから、この位置づけと、それと部長の答弁にあったとおりスピード感の部分、この辺をもう少ししっかり確立させるべきではないでしょうか。改めてこの辺お伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、内部協議がどのようなメンバーで行っているかという点についてご答弁申し上げますが、先ほど申し上げました4つの部署の部長ないし課長で集まった中で、やはりこれは大きな政策課題であるという認識の下、各部課長にとってどのような方向性が市にとって望ましいかという点で政策的な協議を、内部であります、進めているところでございます。

スピード感という点もございました。この状況において閉院が続いている。先ほど議員から市立病院の点もございましたけれども、もちろん市立病院事務局も入っておりますので、その点も鑑みながら今後協議をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 大体議論が煮詰まってきたなという感じがするのですが、そうなればやはり市長にお話を聞かざるを得ないのかなと思うのですが、市長は公約において市立病院を核としたまちづくりをすると公約に記載しておりまして、その内容としては高度医療から在宅医療まで幅広い医療体制を確保するというような公約だったと思いますが、それは当然在宅医療ということであればかかりつけ医、開業医の方の存在が不可欠ということでありまして、現状今いらっしゃるかかりつけ医の皆さんはなかなか厳しい状況かなということは私は想像しております。人数も少なくなってきた中で一生懸命やっただけでございますが、この体制が持続するのは10年はいかないだろう、数年、5年ぐらいいかなということも想像するのですが、こうした中で仮に新たな制度、来年度予算は間に合わなかったとしても再来年度にそういった制度ができたとしても、実際にそうしたお医者さんが来ていただけるのはまたさらに数年後ということになりかねないです。そうしますと本当に年単位のものでありまして、やはりスピード感を持って早め早めこうしたものを整理していかなければますます状況が厳しくなってくるというのは明らかかなということでありまして、そこで、市長にはどのような考えでこの重大な課題について当たるのか、市長の考え、思いを最後に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 今ほどありました開業医の誘致等でございますけれども、武田議員ご指摘のように、今開業医合計5か所、今年の5月にも1か所が閉院となっておりまして、市内の診療所が少なくなっているところには私も危機感を持ってございます。実際に今開業していらっしゃる方も5年後、10年後どうなのだとすると、年齢的にもやはり上がっていくというようなことがありまして、開業医の方が少なくなってくると真つすぐ市立病院にかかって、市立病院の待ち時間もそうですけれども、市立病院の各お医者さんに過重な負担がかかってくるというようなことから、開業医の誘致というのは喫緊の課題だとは考えてございます。おっしゃるように、砂川市が開業医を誘致して、それを条例化して来てもらう。これは、条例をつくったから、こういった施策を打ったからすぐに来てもらえるものではない。これは、北海道、他の市町からもお話を伺っており

まして、そういった制度はつくっても本当にそれが実現するには5年、10年かかっているというまちもございます。今ほど武田議員がおっしゃられますように、これは本当にスピード感を持って内部の協議が調い次第施策として、これは本当に大きな政策と言えます。そういったところで準備を進めてまいりたいと思っております。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時41分